別記第三十一号の三様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指　　定　　書

氏　　名	
国籍・地域	

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の高度専門職の項の下欄第１号　　の規定に基づき、同号　　に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

日　本　国　法　務　大　臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。